

# させぼ 農業委員会だより

No. 24 2022年1月発行 ●編集・発行元 / 佐世保市農業委員会 〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 TEL0956-24-1111  
佐世保市ホームページ : <https://www.city.sasebo.lg.jp/>



写真/ひがん花ロード(上柚木町)

## 主な内容

- ◎新年のごあいさつ
- ◎令和3年度意見書
- ◎農業者年金
- ◎令和2年度意見書
- ◎農家紹介
- ◎農業委員会からのお知らせ



★佐世保市農業委員会ホームページをご覧になりませんか。

<https://www.city.sasebo.lg.jp/jigyosha/noringyo/inkai/index.html>

佐世保市農業委員会

検索

農業委員会では下記の内容等をホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

- ・農業委員会の目標と活動計画
- ・農業委員会総会日程、議事録
- ・農業委員会の概要
- ・各種申請、届出様式
- ・具体的な事業紹介(農地の賃借料情報等)
- ・農業委員会のお知らせ(過去の農業委員会だより等)

新年のごあいさつ

佐世保市農業委員会  
会長 八並 秀敏



新年明けましておめでとうございます。農家の皆様におかれましては、ご家族揃いで、新春をお迎えのことと衷心よりお慶び申し上げます。さて、最近の農業を取り巻く環境につきましては、依然として農業者の高齢化や担い手不足、米価の下落や燃油価格の上昇による農業収入の減少、遊休農地の増加及び鳥獣被害の拡大とともにコロナ

禍の影響なども加わり、非常に厳しい状況が続いております。このような中、国は農業の新たな変革の実現を目指すため、農業が将来にわたって持続性を確保しながら食料を安定的に供給する役割を果たす必要があるとしています。デジタル技術を活用して省力化を進めながら効率の高い営農を

実践しつつ、消費者ニーズをデータで捉え、消費者が価値を実感できる形で農産物・食品を提供していく、「農業DX構想」を取りまとめました。2030年を展望しながら、多種多様なプロジェクトをデジタル技術の進歩や農業構造の変化等に応じて機動的に実行し

ていくとしています。我々としても、こういった大きな変革に対応していくため、情報を十分に収集しながら、地域の農業者と、自治体、農業委員会及び農協などが一体となって、新たな農業の取り組みに柔軟に対応していかなければなりません。私も第24期農業委員会の任期も折り返し地点に差し掛かろうとしておりますが、農地利用最適化の推進の成果を上げるため、農業委員、農地利用最適化推進委員が連携しながら、それぞれの使命を果たすべく、積極的な活動を行っていただいております。今後も農業委員会一同、その機能を最大限

発揮し、農業が抱える様々な問題に精一杯取り組んでいく所存でございます。農地の有効利用とともに、担い手農家への農地集積を推進していくためには、皆様のご協力が不可欠でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、皆様方にとりまして、今年が素晴らしい年でありますことを心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶に代えさせていただきます。

年頭のごあいさつ

佐世保市長 朝長 則男



明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。農業委員会の皆様におかれましては、農地等の利用の最適化推進および遊休農地の解消に向けた取り組みなど、本市の農業振興に幅広くご尽力いただいております。とくに、厚くお礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が全国的に広がりをみせ、本市においても感染が急拡大し、8月には「まん延防止等重点措置区域」に指定されました。しかしながら、医療従事者をはじめとする関係者の皆様のご献身的な対応と、市民の皆様のご協力によって市内での感染拡大を何とか抑えることができました。今後も引き続き、感染拡大防止の取り組みに、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、近年、農業を取り巻く環境は、担い手不足や自然災害、異常気象への対応など、依然として多くの課題を抱えています。本市におきましては、令和3年度から市独自の取り組みとして、「就農のきっかけづくり」に焦点を当て、就農初期段階においては兼業での経営も一つの在り方として捉え、UJIターナー等を対象に支援を行っております。また、作業の省力化等に寄与するスマート農業の導入についても重要視しているところであります。

このような状況の中、農地利用の最適化を推進する農業委員会が果たす役割につきましては、一層重要なものとなってきます。本市としましては、農業委員会の皆様、関係機関の皆様方と一体となって、今後とも求められる役割を十分に

果たし、農地・農業行政の支えとなるよう努めてまいりますので、皆様には引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びになります。本年が皆様方にとりまして、実り多い一年になりますことを心から祈念申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。



# 令和二年度 市長への意見

農業委員会は、令和2年11月25日に朝長市長に対し意見を提出し、その回答を令和3年3月24日に受理しました。(詳細はHP参照)

## ① 担い手(新規就農者)の育成確保対策について

**【意見】**  
国における新規就農者への支援制度や市独自の給付金事業等の継続と更なる強化。幅広く新規就農者の育成確保を行う新たな施策の推進。

### 【回答要旨】

国の施策である「農業次世代人材投資事業」については、就農初期段階の経営安定を図る有効な事業と認識している。「県北地域就農支援センター」を中心に営農が定着するまで継続した支援・技術指導を行ってきたい。

また、平成29年度から市独自の新規就農者支援事業を創設し給付金等の支援を行ってきたが、対象者が限定的であったため、支援内容の見直しを行った。

令和3年度から、市独自の農業研修等の実施による「就農のきっかけ作り」に焦点をあて、幅広く新規就農者を育成する取り組みを実施する。

## ② 農地における営農環境整備対策について

**【意見】**  
近年の集中豪雨等による傾斜地の農地の表土流出に伴う下流域への濁水被害、農地の冠水に対する対策。

### 【回答要旨】

農地の営農環境の改善を図る事業、「農地耕作条件改善事業」では、排水対策や、畑地の暗渠排水等、農業者のニーズに応じた細やかな対策が可能。本事業は国・県・市の補助を受けることができるため、農業者の費用負担等の軽減が図れる。

また、農地に近接する農道の側溝整備については、市が事業費の一部を助成する「農道新設改良事業」も利用可能。

## ③ 農業用機械等の更新時の支援策について

**【意見】**  
農業用機械等の更新が行えないことによる、離農、農地の荒廃を防ぐため、農業用機械等の更新時の支援策について検討を求める。

### 【回答要旨】

機械等更新時の公共事業における支援については、機能向上、規模拡大、省力化などの効果を生み出すものを対象としており、同規模・同性能の機械更新は補助対象とされていない。

今後、農業者が減少する中で、担い手への農地の集約、作業負担の集中

が想定され、機械の更新は必要不可欠と認識している。支援の在り方、効率的な機械の活用を促す仕組みづくりを検討していきたい。

## ④ 「多面的機能支払交付金」等の事務負担軽減について

### 【意見】

活動を支える生産者等が高齢化により減少していき活動自体が縮小傾向にあり、煩雑な事務処理が多くあるため、適切に行える者がいなくなると、制度を活用していくことが困難となる。地域の負担を減らすことで、事業を継続していくことが可能となるため、さらなる取り組みを求めたい。

### 【回答要旨】

昨年度「中山間地域等直接支払制度」と「多面的機能支払制度」の両方を取り組んでいる地域に対して、土地改良区への事務委託を行えるよう協議したが、土地改良区の他の業務との兼ね合いもあり、実現には至らなかった。

今後、複数の地域が連携し活動を行う広域化について、加算措置もあるため活用を検討し、少しでも事務負担の軽減を図り、関係機関と連携を取りながら、取り組みを進めていきたい。

## ④ 国土調査(地籍調査)の早期実施について

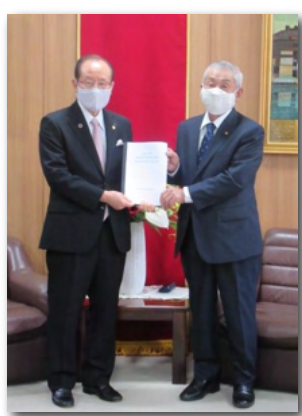
### 【意見】

農地の利用集積を進めるにあたり、正確な農地情報を得るためにも農村地域の地籍調査の推進を求める。特に、担い手への農地集積を図るためにも、農地集積につながる地域を先行して調査してほしい。

### 【回答要旨】

国において、令和2年度から第7次国土調査事業十箇年計画を策定し、緊急性の高い地域を重点的に支援し、都市開発や社会資本整備、災害対策、森林施業・保全につながる政策効果の高い地域を優先地域とする方針が示されている。

本市においても、国の方針に基づき、市中心部から調査を実施しているが、新たに都市周辺部にも着手することで計画しており、段階的に調査規模の拡大推進を図りながら事業を推進していきたい。



# 令和3年度 市長への意見

農業委員会は、令和3年8月23日に朝長市長に対し意見を提出し、その実現を強く要望しました。意見の内容は次のとおりです。

## ① 担い手対策について

(1) 新規就農対策について  
新規就農の初期段階では安定した生活ができるだけの収益確保が難しく、経営が軌道に乗るまでの間、借入や自己の蓄えなどにより凌いでいるのが現状です。場合によっては農業による経営が見通せず離農してしまいうケースも見受けられます。さらに、農業経営初期段階で多額の負債が生じることは、新規就農に踏み切れないことの一因となっています。新規就農者が、自己の生活を安定させ、営農を持続させるためには十分な資金が必要です。新規就農者に対しては、国の「農業次世代人材投資事業」とともに市においても「新規就農者支援事業」によりご支援いただいておりますが、これらの支援策をより有効かつ積極的に活用し、兼業農家や親元就農、Uターン・Iターン者などの多様で幅広い人材についても、地域に根付いた農業者として成長してもらうことで担い手不足の解消に繋げていただくようお願いいたします。

(2) 担い手への農地集積・集約化について  
「人・農地プラン」実質化に向けて具体的な話し合いが進められていますが、地域の実情や特性を踏まえた多様な農地利用を推進する観点から、担い手へ確実に農地集積が進むよう中心経営体の育成とともに地域における特定品目(特産品)の産地化など生産振興の推進に引き続き総合的な支援体制の強化をお願いします。また、一方で営農している農地に隣接する遊休地化した農地等については、適切に農地の管理を行う必要があります。以前は国県の事業により個々の遊休農地の解消が図られてきたところですが、現在は事業も終了しており単独で行える事業がない状況にあります。「中山間地域等直接支払制度」等に取り組んでいる地域については、農地や水路等の維持管理は行われてはおりますが、実施している地域も減少傾向にあり、今後農地の保全が維持できるか懸念されているところがあります。担い手が地域で安定的に営農を行うためにも、集積された農地を継続的に保全するため、住民参加型の景観作物や市民農園等、新たな取り組みの検討をお願いします。

## ② 営農環境の整備について

意欲ある生産者が継続して安定的に営農を行うためには、農地の生産基盤の整備は必要不可欠であります。整備のための支援措置として、国県

の事業(「畑地帯総合整備事業」等)がありますが、事業規模などの要件も高く厳しいものがあります。一方で事業要件も低くきめ細やかな支援メニューがある「農地耕作条件改善事業」による農地等の整備は、農作業の効率と安全性を高め、収益の向上が見込まれることから、市としても積極的な事業の周知と推進をお願いします。また、地域の農道(耕作道含む)に対する補修整備については、現在、市より生コンクリートなどの原材料の支給が実施されており、一部の農道ではアスファルト舗装となっている場合もありますので、地域の現況に合わせた原材料の支給をお願いします。

## ③ 次世代農業の実現に向けた取り組み(スマート農業の推進)

農業従事者の高齢化が急速に進み、担い手不足による労働力不足が深刻化してきている中、昨今の技術革新等によりロボット技術・情報通信技術(ICT)の目覚ましい発展は、農業分野においても農作業の省力化や、栽培技術の高度化など今後の農業のスタンダードとなりえる可能性を秘めています。すでにドローンによる防除や施設園芸における環境制御技術などが導入され、その効果についても実績を上げており、今後ますますその必要性が増してくるものと思われれますので、スマート農業の普及に対する推進支援体制の強化をお願いします。特に、地域で導入されているドローンについて

は、利用の積極的な推進を図るため、導入経費の助成とともに、運用する際に必須となる「操縦技能証」の取得推進について支援をお願いします。

また、有害鳥獣対策については、「防護・棲み分け・捕獲」の3対策の効果をより向上させるためにもICTを活用した効率的な捕獲技術の導入等の検討をお願いします。さらに、農家の所得向上と農業経営の着実な発展を図るためには、自らの経営を客観的に把握し経営管理を行うことが重要です。AIやICT等の技術を活用することで、経理処理が容易になり青色申告ができるばかりでなく、経営診断・経営分析までが可能となります。是非これらの技術を活用した経営管理の推進をお願いします。

## ④ 国土調査(地籍調査)の早期実施について

本市では令和2年度に十箇年計画が策定され、現在、市中心部を基本に調査が実施されていますが、周辺部の農村地域ではまだ未調査地域が多く農業委員会において法に基づき農地の利用状況調査等を実施する際、土地の正確な位置・境界の確認が難しい場合が多々あります。今後、農地の利用集積を進めるにあたり、正確な農地情報を得るためにも農村地域、特に、担い手への農地集積を図るためにも農地集積につながる地域を先行しての地籍調査を更に推進していただきますようお願いいたします。

# 「農地中間管理事業」を活用しましょう！

※農地中間管理事業とは、農地を貸したい農家（出し手）から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）への農地の集積・集約化を進めるための事業で、農地の中間的受け皿として農地中間管理機構が設立されています。

## 出し手

- ・農業を引退したい
- ・経営面積を減らしたい
- ・貸したいが受け手が見つからない

## 受け手

- ・経営規模を拡大したい
- ・分散した農地をまとめたい
- ・新規に農業を始めたい

## 農地中間管理機構（長崎県農業振興公社）

- ・受け手（担い手）が見込める農地を借り受けて、受け手（担い手）へ貸し付けます。
- ・受け手がまとまった農地で営農ができるようにします。

## 出し手のメリット

- ◆ 次の受け手を機構が探します。  
借り手側の都合で耕作できなくなった農地の次の受け手を最長3年間探します。
- ◆ 地代は機構を通して支払われますので、未納の心配がありません。
- ◆ 要件を満たせば農地に課税される税金が安くなります。

## 受け手のメリット

- ◆ 公募に応募すれば、農地情報を提供してもらえるので、経営規模を拡大したり、分散した農地をまとめたりすることが容易になります。
- ◆ 希望すれば利用条件整備の負担金を機構が立て替えることができる場合があります。
- ◆ 新規に農業を始めたいとき、農地を簡単な手続きで借りることができます。
- ◆ 賃料の納付先が機構にまとまるので振込手数料が節約できます。

## その他のメリット

- ◆ 地域全体で活用して、要件を満たせば地域への協力金が支払われます。  
(用途に特に制約はありません。)
- ◆ 各種補助事業の採択の際、農地中間管理事業を活用していると、ポイントが加算され事業採択を優位に進められます。

## 【問い合わせ先】

佐世保市農業畜産課

TEL 代表 0956-24-1111

内線：3039

直通 0956-25-9640

担当：久野、萩尾、福本

～よりよい品質を目指して～

江上地区

今回は、江上町の横山浩紀さん(34才)をご紹介します。横山さんは農業高校を卒業後、一旦は4、5年ほど会社勤めをされていましたが、その後ご実家で就農され、約10年になられます。現在はご両親と共に、みかんを中心とした柑橘2鉢を生産されています。

農業についてはご両親からの指導や、農業青年クラブ、通称佐世保4日での活動や、佐世保の若手みかん農家集団である味っ子研究会での活動を通じ、気軽に話せる仲間たちと切磋琢磨しあいますが日々努力されています。

農業を行っていて大変だと思ふことは、圃場が不整形な場所があり、作業がしにくい部分があるところで、今後、作業効率が上がるといふよう整備できたらとのことでした。

その年のみかんの品質がいいものだった時は、達成感があるとのこと、もっといいものを作ろうというモチベーションにつながっているそうです。

今後は、さらに規模を拡大するために、新たな技術を取り入れた機械の導入等で省力化が可能な

いか研究していきたいと抱負を語っていただきました。今後のご活躍が大変楽しみです。

この度は、お忙しいところお時間を割いて取材を受けていただき、ありがとうございます。

(原和文委員取材)



～矢峰ぶどう園の復活へ～

大野地区

今回は、矢峰町の諸岡秀樹さん(41才)をご紹介します。

諸岡さんはもともと造船所に勤務されていましたが、将来を見据えて農業に従事することを志し、船用メーカーに転職し、平成29年に兼業で農業を始められました。

最初は耕作放棄地を開墾し、花卉栽培でスタートされましたが、仕事との両立が難しく、その時一緒にいたぶどうの栽培をメインにされたそうです。栽培技術の基本的なところは、インターネット等を活用し独学で習得され、現在は近隣にお住いの森吉さんの指導を受けながら、5坪の施設栽培と15坪の露地栽培を行っていらつしやいます。

シャインマスカットを中心に他3品種のぶどうを栽培しておられ、販路も自ら営業に行き拡大されているとのこと。現在は、近くの洋菓子店のほか、口コミでも拡がっており、予想外に好評で、今後の生産意欲にもつながっているとのことでした。

新規に農業を始めるにあたっては、生産設備等の資金確保が難しく、コスト削減と優先順位を

明確にしながら戦略的に生産規模の拡大を図っていききたいとのことでした。

現在耕作されている地域は、過去に10軒のぶどう農家が「矢峰ぶどう園」として観光農園を行っていたというのを後から知ったそうです。今後は圃場の規模を拡大していく中で、法人化を目指し、「農業法人矢峰ぶどう園」として復活させ、地域の活性化と周辺の耕作放棄地の解消を行ってほしいとのことでした。たくさんの人たちがぶどう狩りを楽しめる、笑顔あふれる圃場にしたいと抱負を語っていただきました。

(村田司委員取材)



左から、村田委員、諸岡さん、森吉さん

～花生産で地域活性化～

鹿町地区

今回は、鹿町町の大円坊慶子さん(32才)をご紹介します。  
大円坊さんは、3年ほど前に会社員から農家へと転身されました。生まれ育った地元にくささんの農家さんたちがいたことに刺激を受けて農業を始められ、最初は、県が実施する技能習得支援研修で知識の習得と、派遣先の農家で技術を学び、1年の研修の後に営農を開始されました。現在は、小ギクを中心としてハボタン、ストック等を1.6畝の農地で生産されています。基本は1人で作業されていますが、繁忙期には臨時的に雇用されているとのこと。  
農業をしてきて大変だったことは、市場のニーズにあわせた商品づくりをしていくことで、市場の調査を行い、サイズ等にも気を使っているとのこと。また、その年の気候によって、なかなか思うようにいかないこともあるそうです。  
現在、力を入れていることは、できるだけ捨てるものを減らせるよう、規格外のを加工品にし、地元の直売所等で販売することで、無駄をなくしながら地域の活性化にもつなげていきたいとのこと。



また、いろいろな品種を試すことができ、自分がやりたいことにチャレンジできることに魅力を感じるとのことでした。  
今後、まずは、現在の規模の中でより効率的な作業方法を研究し、安定した生産ができるようにしていきたいと抱負を語っていただきました。  
お忙しい中、快く取材にご協力いただきましてありがとうございます。今後のご活躍を祈念しております。

(田中広昭委員取材)



全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会ネットワークが発行する農業総合専門紙です。「週刊」という1週間の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

発行日 毎週金曜日  
購読料 1ヶ月 700円  
申込 農業委員会事務局または地区の農業委員、推進委員へ

農政ニュース・解説等

1週間の農政ニュース、農業情勢をまとめてチェックできます。日本で唯一の農地制度の専門紙ならではの視点で、話題のトピックを解説します。

経営・技術・流通

よりよい経営のヒントや優良事例、特長ある農業技術や最新情報、流通のトレンドなど、農業現場に役立つ旬の情報をお届けします。

地方版

身近な地域の話など、地域密着の記事も充実。

その他、食、健康、くらしなど女性にも満足いただけるような記事も満載！



## 農業者年金に加入しませんか？

### 農業者年金の6つのポイント

- 1 農業者の方なら広く加入できる
- 2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- 3 保険料の額（月額2万円※1から6万7千円）は自由に決められる
- 4 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある
- 5 税制面の優遇措置がある
- 6 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

女性に優しい年金♪  
農地の権利名義は必要ありません。  
女性も単独で入れます。

#### 【加入要件】

- ・年間60日以上農業に従事
- ・国民年金第1号被保険者  
(納付免除者を除く)
- ・60歳未満※2

### 農業者年金の3つのメリット

若年層には手厚い政策支援（国庫補助）があります。

- ・39歳までに加入
- ・農業所得が900万円以下
- ・認定農業者で青色申告者 など

支払った保険料は、同一生計の家族の分を含めた全額が社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。  
年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金控除を受けることができます。

- ・令和4年から農業者年金制度が改正されます。
- ※1 35歳未満で要件を満たす方は、保険料の納付下限額が1万円に引き下げられます。
- ※2 加入可能年齢の上限が65歳に引き上げられます。(令和4年5月1日以降)
- ・保険料の支払いが厳しい時などは、途中脱退ができます。この場合、納めた保険料は、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給されます。(脱退一時金はありません。)
- また、加入要件を満たせばいつでも再加入ができ、年金原資の積立を再開できます。
- ※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（月額400円）加入が必要です。
- ※農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください。

お問い合わせは、農業委員会事務局または地区の農業委員、推進委員へお気軽にお尋ねください。  
農業者年金のことをもっと知りたい方は、農業者年金基金のホームページをご覧ください。

【農業者年金基金ホームページ → <https://www.nounen.go.jp/>】



農業者年金受給で安心した暮らし

今回ご紹介するのは、踊石町の岩崎健一さんです。

岩崎さんは、中学校を卒業し農業を開始され、一時会社勤めもされていましたが、87歳になられる現在に至るまで70年以上に渡り農業をされています。

現在は、水稲60<sup>㍔</sup>に加え、ねぎ、じゃがいも等の野菜20<sup>㍔</sup>を息子さんと2人で耕作されており、野菜については直売所に出されているとのこと

です。農業者年金には、農業者年金制度が始まった当初に農協からの勧めで加入されたとのこと。農業者年金を受給するようになり、国民年金に加えて受給できることでも安心感があるとのこと。年金を掛けておいてとても助かっているとのこと、加入していない人にはぜひ勧めたいとおっしゃっています。受給者協議会の活動にも参加

されており、最近を受給者数も少なくなってきたのが少し寂しいとのことでした。

今後の目標は、健康にできるだけ長く現状を維持できるように頑張っていきたいと語ってくださいました。

これからも息子さんと2人でますますお元気にご活躍されることを願っています。

この度は、お忙しいなか取材にご対応いただき、ありがとうございます。

(辻茂樹委員取材)



家族経営協定をご存知ですか？

魅力的な農業経営は家族内の話し合いから

経営方針などを家族間で十分に話し合い、取り決めるものです。女性農業者や後継者の主体的な経営への参画や家計と経営の分離を促し、家族みんなで作る共同経営（パートナーシップ経営）を確立する大変有効な手段です。

それぞれ農業経営の状況などに応じて家族間のルールづくりを行い、①個人の意欲的な経営参画など経営内の「個」の確立、②経営方針の明確化など経営の近代化、③経営の永続性の確保という3つの要素を備えた家族農業経営を実現しましょう。

家族経営協定がめざすもの



① 経営内の「個」の確立

- 個人の立場の尊重
- 世帯員個々の意欲と責任ある経営参画

② 経営の近代化

- 家計と経営の分離
- 役割の明確化
- 生産・販売にかかわる経営方針の明確化

③ 経営の永続性の確保

- 農業後継者の地位の安定
- 経営資産の細分化防止

【制度上のメリット】

○ 認定農業者の共同申請

農業経営への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていること等を要件に、夫婦や親子での認定農業者の共同申請が認められます。

○ 農業者年金の保険料助成（国庫補助）

青色申告をしている認定農業者等と家族経営協定を締結している場合、配偶者や後継者に対しては基本保険料（20,000円）のうち一定割合の国庫補助があります。

# 農地に関する手続きについて

## 農地転用について

農地転用とは、「農地を農地以外にすること」であり、住宅、資材置場、駐車場、道路などの用地にすることで

す。農地転用する場合は、事前に、長崎県知事の許可を受ける必要があります。市街化区域の場合は、農業委員会への届出が必要です。

自己の農地に、耕作道路を整備するなど、許可が不要な場合もありますが、この場合は農業委員会への報告をお願いします。

転用許可を受けずに農地を転用した場合には、農地法に違反することとなり、原状に回復した後でなければ、原則、許可を受けることができません。また、権利取得ができなかったり、無断転用者に対し長崎県知事よりその必要な限度において工事等の中止、または相当の期間を定めて原状回復その他違反行為の是正のため必要な措置を命じられたりするほか、罰則が適用されます。

## 農地改良について

農地改良とは、農業経営の合理化と農地の有効利用を図る目的で、農業者自らが行う耕地改良、田畑転換、畑地嵩上げの改良工事のことです。

農地を改良する場合は、事前に農業委員会への届出が必要です。具体的な基準としては、盛土や切土を行う施工面積が3千平方メートル未満で、かつ、盛土、切土の高さが2メートル以内である必要があります。また、農地改良届の受理後、原則6ヶ月以内に工事を完了させ、1年以内に作付を行わなければなりません。

工事完了時には、機械利用の利便性の向上、一団地あたりの面積が従前より広くなる等、施工前より生産性が向上するなど、優良な農地となるものではないけません。また、作物の作付をもって農地改良の完成となります。単に農地を埋め立てる場合などは、農地改良には該当せず、農地法違反となる場合がありますので、ご注意ください。

## 農地の権利設定・権利の移転について

農地の貸借や売買は、その農地が相応しい農業者に耕作されるようにするために、農地法により規制がかけられております。農地の売買をしても、農地法の許可を得なければ、所有権移転の登記をすることができません。また、法的な貸借契約の手続きを行わず、貸し手側及び借り手側のお互いの承諾だけで農地の貸借をしていることを「ヤミ小作」といいます。これは農地法違反であり、契約そのものに法的効力が生じていません。法律の保護を受けられず、借り手にとっては、農業を営む上で不安定な状態になります。しかし、ヤミ小作が違法状態とはいえ、長期間に亘りその関係が継続されれば本来、当然の権利・義務として相手方に主張できることができなくなる可能性もあります。

農地の権利設定等については、必ず法的な手続き（利用権設定や農地中間管理事業の活用、農地法第3条許可）をお願いいたします。

## 非農地通知について

農地の利用状況調査において、次の基準に該当するものに対して、非農地通知を发出しております。

【自然荒廃による非農地の基準】  
農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しない。

- ア その土地が森林の様相を呈しているなど、農地として復元するため条件整備が著しく困難な場合
- イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

確認ができ次第、非農地通知を順次发出していますが、全体の发出が終わるまでには相当期間を要します。そのため、右記基準に該当するものについて、土地所有者等からの申し出があった場合については、随時、非農地通知の发出を行っていますのでご相談ください。

## 遊休農地への対応について(農地利用状況調査及び意向調査)

### 農地利用状況調査とは

農地法に基づき毎年1回、管内の全農地の利用状況を確認・把握する調査です。

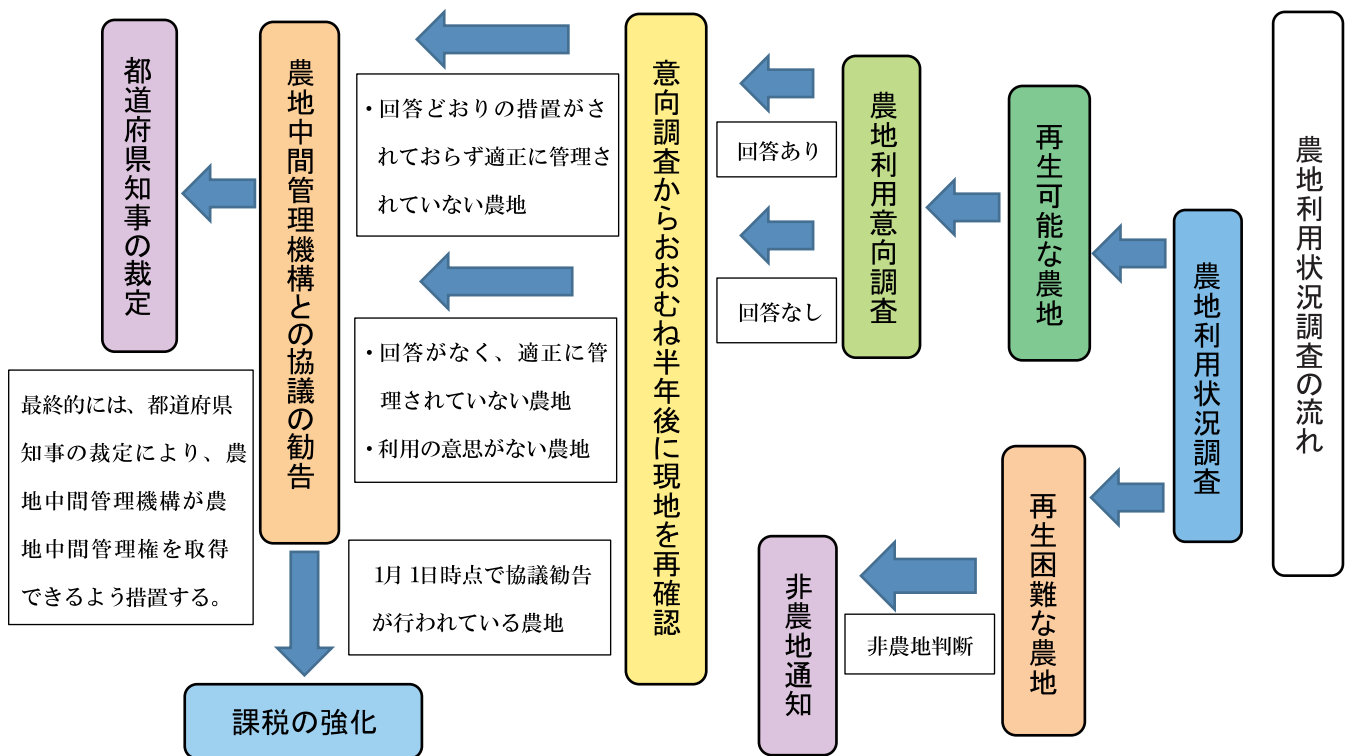
『地域の農地利用の確認』『遊休農地の実態把握と発生防止・解消』『違反転用発生防止・早期発見』など、管内農地の状況を把握し、農地利用の最適化を推進していくことを主な目的として、各地区の農業委員・推進委員が調査を行っています。

### 農地利用意向調査とは

農地利用状況調査により判明した遊休農地(雑草が繁茂している等、荒れているが利用可能な農地)について、所有者に対して今後の利用の意向を確認する調査です。

『農地中間管理機構を利用する』『自ら賃貸借・売却する相手を探す』『自ら耕作する』などの意向を確認し、遊休農地の発生防止や解消及び農地の有効利用の促進を図ることを目的として、対象者へ直接調査票を送付し調査を行っています。

本調査票が届いている場合で、まだ回答されていない方や回答内容どおりの措置をなされていない方(農地中間管理機構を利用すると回答された方以外)は、速やかに対応いただくようお願いいたします。



☆遊休農地は、火災や病害虫の発生原因となり、隣接の住民や農地へ悪影響を及ぼしますので、除草、病害虫駆除等、農地の適正な管理をお願いします。

☆農地の貸付等を希望される場合は、各地区農業委員・推進委員または農業委員会事務局までご相談ください。

◆主な補助金等 詳しくは農業委員会までお尋ねください。

< 認定農業者農地集積助成金 (市) >

<p>【土地要件】対象農地が市内に存在し、市街化区域外であること                  【人的要件】借受人が市内に住所を有する認定農業者であること                  【賃借期間】5年以上の賃借権を設定すること（使用貸借、所有権移転は含まない）</p>		<p><b>[初年度のみ交付]</b></p>	
基本	<p>新規設定 1万2千円/10㌥                  再設定 6千円/10㌥</p>	加算	<p>遊休農地加算 6千円/10㌥                  (農用地区域内であること、新規設定時のみ)</p>

◆令和2年 農地の賃借料情報

令和2年1月から12月までに締結(公告)された賃借における賃借料(10㌥あたり)は、以下のとおりとなっています。

農地の賃借料を決める際の参考としてご利用下さい。

田(水稲)

地域名		平均額(データ数)	
旧佐世保市	基盤整備地	10,300 円	(58)
	未整備地	10,400 円	(68)
吉井・世知原 小佐々	基盤整備地	9,200 円	(103)
	未整備地	6,900 円	(71)
宇久	全域	7,500 円	(10)
(参考) 佐世保市平均		9,000 円	(310)

畑(飼料作物)

地域名		平均額(データ数)	
宇久以外	全域	34,700 円	(122)
宇久	全域	7,400 円	(19)
(参考) 佐世保市平均		31,000 円	(141)

畑(その他)

利用目的		平均額(データ数)	
普通畑	市全域	7,000 円	(57)
樹園地		12,300 円	(69)
ハウス		47,000 円	(46)

編集後記

新年明けましておめでとうございます。ここに、第24号「させば農業委員会だより」をお届けすることができました。昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの制限を受けながらの生活を強いられました。

委員の改選から一年半ほど経過しましたが、今後とも、農業委員、農地利用最適化推進委員が協力して、本市農業の更なる発展に寄与できるよう努力してまいります。

今年一年が皆様方にとりまして良い年となりますように。

最後になりましたが、農業委員会だよりの取材にご協力いただいた皆様方に、心からお礼申し上げます。

(広報班班長 原和文)

